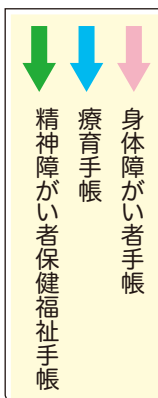


障がい者手帳の種類・交付手続きについて

すべての手帳交付申請は、市役所本庁の社会・障がい者福祉課または各支所の市民窓口課にあります。

交付申請書を窓口で受けとったら、療育手帳の場合は児童相談所へ、その他の場合は窓口で指定医を確認してから予約してください。

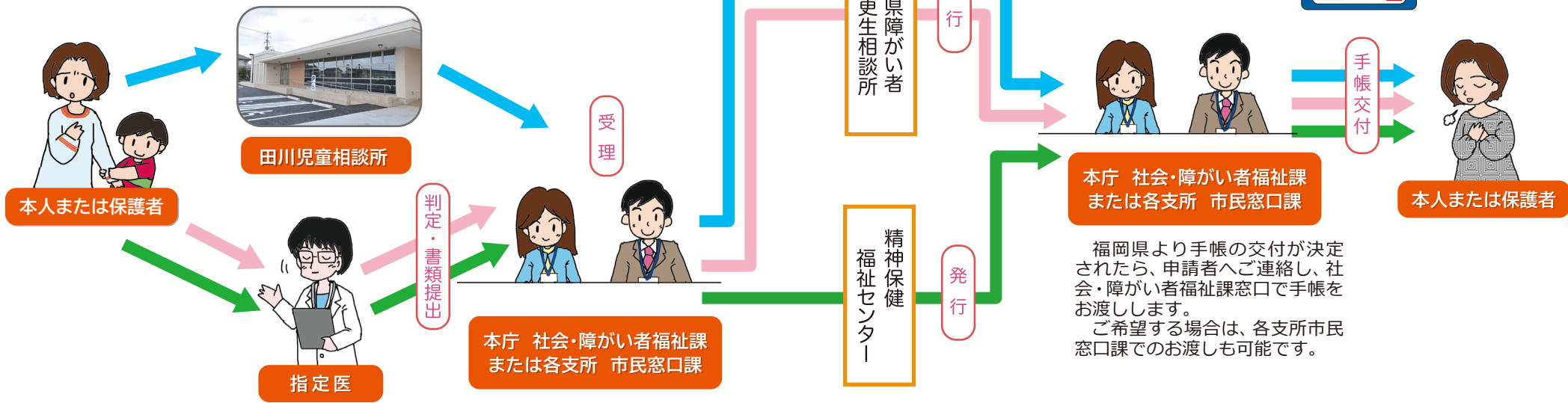


【申請する場所・問い合わせ】

飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係
または各支所 市民窓口課

☎ 0948-22-5507 fax 0948-21-6356
E-mail shakai@city.iizuka.lg.jp

交付までの流れ



身体障がい者手帳

- ①身体障害者手帳交付申請書：手帳を申請する際に提出する申込み用紙
- ②診断書・意見書：指定医が作成したもの
- ③本人の顔写真(縦4cm×横3cm)：最近1年以内に無帽で撮影したもの
- ④マイナンバーが確認できる書類：マイナンバーカード、通知カード、住民票など

療育手帳

- ①療育手帳交付申請書：手帳を申請する際に提出する申込み用紙
- ②判定書：児童相談所で判定を受けるためのテストの予約をしてください(数ヶ月待つこともあり)。
- ③本人の顔写真(縦4cm×横3cm)：最近1年以内に無帽で撮影したもの
- ④マイナンバーが確認できる書類：マイナンバーカード、通知カード、住民票など

精神障がい者保健福祉手帳

- ①精神障がい者保健福祉手帳交付申請書：手帳を申請する際に提出する申込み用紙
- ②診断書・意見書：指定医が作成したもの
- ③本人の顔写真(縦4cm×横3cm)：最近1年以内に無帽で撮影したもの
- ④マイナンバーが確認できる書類：マイナンバーカード、通知カード、住民票など

障がい者手帳が交付されると、級数や区分に応じて、福祉サービスや医療費、手当の助成、税金の控除などさまざまな支援が受けられます。次の章からは、受けることのできる支援の内容を紹介します。

※内容によっては所得制限などもありますので、くわしくは各窓口にお問い合わせください。